

凍結物申請書

【重要】凍結胚保存更新料改定のお知らせ (2026/8/25)

凍結保存に必要な維持管理費等の増加を踏まえ、自費での凍結胚保存更新料を下記のとおり改定させていただくことといたしました。（※ 詳しくはホームページ「凍結物・更新廃棄のお手続き」をご覧ください）

● 2026/12/31までに凍結された胚

[現行] 個数に関わらず：¥55,000

[2027/1/1以降最初の更新に限り] 5個まで：¥55,000 / 6～10個：¥77,000 / 11個以上：¥77,000

[2027/1/1以降2回目の更新] 5個まで：¥55,000 / 6～10個：¥77,000 / 11個以上：¥110,000

● 2027/1/1以降に凍結された胚

5個まで：¥55,000 / 6～10個：¥77,000 / 11個以上：¥110,000

※ 胚の保存数は、更新手続時点で当該採卵周期に保管されている胚の数により判定します。

※ 複数の採卵周期に由来する胚を保存されている場合は、採卵周期ごとに保存胚数を判定し、更新料を算定いたします。

→保険診療を経て保存期限が統一された場合でも採卵ごとの更新料が必要となります

※ 保険診療による胚凍結保存維持管理料の対象となる場合は、保険診療上の取扱いに従います。

保険適用の可否は、治療状況等により異なります。保険診療の場合、胚の個数に関わらず¥10,500/年となります。

※ 精子は本数に関わらず、自費診療¥11,000/年、保険診療¥2,100/年・卵子は1本あたり¥22,000/年となり凍結保管料につきましては、現行料金を維持いたします。

神田ウィメンズクリニック 院長殿

神田ウィメンズクリニックにて保管している期限の凍結物について手続きを申請いたします。

凍結更新・廃棄のいずれの場合も期日までに申請が必要です。期限前に当院からお知らせはおこなっておりません。

廃棄をご希望の場合でも保存期限（保険の場合はお支払い期間）を過ぎて申請があった場合、それまでの更新料のお支払い（1年毎）が必要となりますのでくれぐれもご注意下さい。

凍結保存期限までに更新の手続きが完了しない場合、その後の取り扱いは当院の一任となります。

以下、ご希望されるお手続き内容に✓をお願いします。

☐ 胚 ☐ 精子 / 保存期限 西暦 年 月 日

☐ 更新 ➡ ☐ 妊娠中 ☐ 治療継続中

流産・死産後の方
他疾患の治療により不妊治療を中断している方を含む

☐ 治療中断中

出産後不妊治療を再開していない方を含む

☐ 廃棄 ➡ ☐ 不要 ☐ 離婚 ☐ 配偶者死亡 ☐ その他 ()

※ 離婚の場合、離婚を証明できるもの（離婚届受理証明書、戸籍謄本等）の原本の提出があればお一人での署名でもお手続き可能です。

※ 配偶者死亡の場合、戸籍謄本や住民票（除票）、死亡届の記載事項証明書等の原本の提出もお願いします。

☐ 更新(一部廃棄) ➡ ☐ 5個まで ☐ 10個まで

一部廃棄をご希望の場合は、更新をご希望される凍結胚の個数に✓をお願いします。

・一部廃棄される場合、基本的には凍結時のグレードが低い胚から順に対象となります。

・廃棄する胚についてご本人様で選択をご希望される場合は、ご希望の内容を裏面の患者様備考欄にご記入をお願いします。

・廃棄される胚についてご相談を希望される方は、こちらにご連絡ください。

TEL : 03-6206-0065 / 8:45~15:30 (※ 休診時間はお電話繋がりません)

※裏面に続く

カルテにご登録の内容と相違があった場合はお電話にて確認させていただく場合がございます。

※ 胚凍結時以降、姓を変更された方やご連絡先を変更された方、海外転勤などにより領収書等返送先が異なる場合は備考欄へ変更後の情報をご記入ください。

※ ご記入いただいたご署名と凍結保存同意書のご署名を確認させていただく場合がございます。

【重要事項】 以下のいずれかに該当する場合、凍結胚は廃棄となり以後の使用はできません。

- ① 離婚もしくは事実婚・パートナー関係の解消をされた場合
- ② ご夫婦のどちらかが死亡または行方不明・音信不通となった場合
- ③ 患者様（女性）が50歳になられた場合（49歳11か月まで保存可能）
- ④ 患者様の希望により廃棄する場合

申請日	西暦	年	月	日
☐	✓がない場合、お手続きは致しかねますのでご注意ください。 ★ 凍結物申請書及び、ホームページ「凍結物・更新廃棄のお手続き」に記載のある内容について理解し、同意します。			
〒 住所				
ご本人	診察券番号	/	生年月日	西暦 年 月 日
ご本人	氏名（自筆）			
ご本人	電話番号			
配偶者	診察券番号	/	生年月日	西暦 年 月 日
配偶者	氏名（自筆）			
配偶者	電話番号			

- ・最初の保存期限は凍結時にお渡しした採卵培養結果報告書・精子凍結結果報告書に明記しております。更新手続きされますと、領収書とともに次回保存期限を記載した申請書の控えをお返しいたします。
- ・申請書は必ずご本人が直筆で署名をお願いいたします。代筆や不備がある場合はお手続きいたしかねます。
- ・胚・精子のどちらも凍結保存をされている場合、それぞれの申請書が必要となります。

患者様 備考欄

当院記入欄
